

議長交際費の執行等に関する基準

平成18年4月
宮崎県議会

1 趣 旨

議長交際費の執行の透明性を高めるため、その執行等に関する基準を定めることにより、県民の県議会に対する理解と信頼を深め、開かれた県議会の推進に資する。

2 執行に関する考え方

(1) 支出の相手方

県議会と密接な関係を有し、議長が交際を行うことが県議会の円滑な推進に役立つと認められる個人（原則として、その配偶者及び一親等親族を含む。）又は団体とする。

(2) 支出項目及び支出基本額等

次の区分のとおりとし、社会通念上必要と認められる範囲で執行するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、個別の事案ごとに、相手方の県議会との関わり合いなどを十分考慮し、支出することとする。

ア 慶弔など儀礼的経費

(ア) 香典

支出金額は、2万円を基本とする。

(イ) 御供

議長が、通夜に参列する場合に支出する。
支出金額は、社会通念に従う。

(ロ) 供花・花輪

支出金額は、社会通念に従う。

(ハ) 御見舞

原則として、1万円程度の花や果物等とする。

(ニ) 御祝

県人会総会、叙勲祝賀会等において、3万円以内の御祝い金等を支出する。

(ホ) 会費

会費制の懇談会や祝賀会等に、相手方から提示された額を支出する。
ただし、「招待」の場合、他の出席者との関係等で相当額を支出することが適当と考えられる場合は、相当額（1万円程度）を支出する。

(ヘ) 記念品

国内外の来客等に対して、交際上必要な額を支出する。

(ニ) 県産品のPR経費

宮崎牛、焼酎、マンゴー、ちりめん、椎茸、お茶などの県産品をお土産等として、交際上必要な額を支出する。

イ 行事など協賛費

大会や行事などへの協賛金として、交際上必要な額を支出する。

ウ 雑費

議長の名刺作成費として所要額を支出する。

エ その他

県議会の円滑な運営等に資するものとして議長が特に認める場合には、交際上必要な額を支出する。

3 開示に関する考え方（開示する情報）

(1) 支出年月日

(2) 支出金額

(3) 支出項目

(4) 支出の相手方について

(ア) 団体名については、原則として全て開示する。

(イ) 個人名については、個人のプライバシーに配慮しつつ、交際の事実が公になっているかどうかなど個別具体的に判断する。

4 施行期日

この基準は、平成18年4月1日から施行する。